



地域脱炭素に関する国の 令和5年度予算・制度説明会

(都市・住宅行政関連)

令和5年3月27日

本資料は、令和5年度国土交通省予算決定概要として国土交通省ホームページに掲載されている「都市局」「水管理・国土保全局(下水道)」及び「住宅局」の資料について、脱炭素化に資する施策を抜粋したものです。

全文はコチラ

https://www.mlit.go.jp/page/kanbo01_hy_008870.html

問い合わせ先:

(都市局及び水管理・国土保全局関係)

北海道開発局 事業振興部 都市住宅課

都市事業管理官 西山 泰幸

電話 011-709-2311 (内 5874)

(住宅局関係)

北海道開発局 事業振興部 都市住宅課

まちづくり事業推進官 森 喜人

電話 011-709-2311 (内 5866)

都市局関係・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P 3 ～ P10

水管理・国土保全局(下水道)関係・・・・・・・・P11 ～ P21

住宅局関係・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P22 ～ P47

※本資料におけるページ番号は下側中央の青文字です。

令和5年度
都市局関係予算概要

令和5年1月

国土交通省都市局

目 次

I. 令和5年度 都市局関係予算 総括表	1		
II. 令和5年度 都市局関係予算の基本方針	4		
III. 令和5年度 都市局関係予算 主要事項	5		
1. 防災・減災まちづくりの更なる推進	5		
2. 多様なライフスタイルを支える持続可能な多極連携型まちづくり	7		
3. 地方都市と大都市の交流・連携による新たな都市再生	9		
4. まちづくりのDX	11		
5. まちづくりのグリーン化の推進	13		
6. 都市開発の海外展開・ 国際園芸博覧会及び首里城復元に向けた取組	14		
IV. 令和5年度 都市局関係予算 主な新規・拡充事項等	15		
1. 防災・減災まちづくりの更なる推進			
(1) 事前防災まちづくりの推進	15		
(2) 災害に強い都市拠点・市街地の形成	16		
(3) 盛土による災害の防止の推進	17		
2. 多様なライフスタイルを支える持続可能な多極連携型まちづくり			
(1) まちづくりと公共交通との連携による持続可能な交通軸の形成	19		
(2) 日常生活を支える地域生活拠点の形成	20		
(3) 都市圏全体での実効性のあるコンパクト化の推進	21		
(4) 適正規模での市街地整備事業の促進	22		
(5) 公共施設等総合管理計画と連携した都市機能の更なる集約化	23		
3. 地方都市と大都市の交流・連携による新たな都市再生			
(1) 地方都市のイノベーション力と大都市の国際競争力の強化	25		
(2) 地方都市のイノベーション力の強化に資する民間都市開発の推進	27		
(3) 国際競争力強化のための都市再生の推進	28		
4. まちづくりのDX			
(1) 3D都市モデルの整備・活用・オープンデータ化の推進	29		
(2) スマートシティの実装化の推進	31		
(3) まちづくりDXの全国展開に向けた環境整備の推進	32		
5. まちづくりのグリーン化の推進			
(1) エネルギーの効率的な利用によるグリーン化の推進	33		
(2) 都市公園等におけるカーボンニュートラルの推進	34		
(3) 官民連携の強化等による公園整備・管理運営の推進	35		
6. 都市開発の海外展開・ 国際園芸博覧会及び首里城復元に向けた取組			
(1) 都市開発の海外展開の推進	37		
(2) 2027年国際園芸博覧会等に向けた取組	38		
(3) 首里城の復元に向けた取組	39		
V. 令和5年度 都市局関係予算 新規・拡充事項等一覧	41		
VI. 令和5年度 都市局関係 税制改正概要	43		
VII. 参考資料	44		
VIII. 問い合わせ先	69		

I. 令和5年度 都市局関係予算 総括表

(1) 令和5年度 都市局関係予算 事業費・国費総括表

(単位：百万円)

事 項	令和5年度 (A)		前年度 (B)		倍 率 (A/B)		備 考														
	事業費	国 費	事業費	国 費	事業費	国 費															
国 営 公 園 等	39,085	32,386	40,295	31,971	0.97	1.01	1. 本表のほか、国土交通省全体で社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金があり、地方の要望に応じて都市局関係事業に充てることができる。 ・社会資本整備総合交付金 549,190百万円 ・防災・安全交付金 831,299百万円														
うち国営公園等整備	9,225	9,225	9,176	9,176	1.01	1.01															
うち国営公園等維持管理	15,655	15,655	14,897	14,897	1.05	1.05															
市 街 地 整 備	289,305	94,024	262,083	93,732	1.10	1.00	2. 本表のほか、道路事業全体額の内数として以下のとおり街路事業がある。 (単位：百万円)														
住 宅 対 策	834	417	1,418	709	0.59	0.59	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="2">令和5年度</th> <th colspan="2">前 年 度</th> </tr> <tr> <th>事業費</th> <th>国 費</th> <th>事業費</th> <th>国 費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>街路事業</td> <td>5,275,207 の内数</td> <td>2,118,262 の内数※</td> <td>4,788,128 の内数</td> <td>2,110,940 の内数</td> </tr> </tbody> </table> <p>※「高規格道路、IC等アクセス道路その他 208,584百万円」、「交通安全対策事業（通学路緊急対策）55,482百万円」等の内数を含む。</p>	区 分	令和5年度		前 年 度		事業費	国 費	事業費	国 費	街路事業	5,275,207 の内数	2,118,262 の内数※	4,788,128 の内数	2,110,940 の内数
区 分	令和5年度		前 年 度																		
	事業費	国 費	事業費	国 費																	
街路事業	5,275,207 の内数	2,118,262 の内数※	4,788,128 の内数	2,110,940 の内数																	
<u>一般公共事業計</u>	<u>329,224</u>	<u>126,827</u>	<u>303,796</u>	<u>126,412</u>	<u>1.08</u>	<u>1.00</u>															
災 害 復 旧 等	744	406	744	406	1.00	1.00	3. 本表のほか、東日本大震災復興特別会計予算がある。 ・国営追悼・祈念施設整備事業 420百万円														
<u>公共事業関係計</u>	<u>329,968</u>	<u>127,233</u>	<u>304,540</u>	<u>126,818</u>	<u>1.08</u>	<u>1.00</u>	4. 本表のほか、一般財団法人民間都市開発推進機構のメゾン支援事業がある。 ・政府保証債（財政投融資） 35,000百万円 ・政府保証借入 10,000百万円														
行 政 経 費	2,958	2,146	3,226	2,217	0.92	0.97															
合 計	<u>332,926</u>	<u>129,379</u>	<u>307,766</u>	<u>129,035</u>	<u>1.08</u>	<u>1.00</u>															

(注) 計数は、それぞれ四捨五入しているため端数において合計とは一致しない場合がある。

(2) 令和5年度 都市局関係予算 主要事項 (国費)

(単位：百万円)

事 項	令和5年度 (a)	前年度 (b)	倍 率 (a/b)	(参考) 令和4年度 第2次 補正予算
国営公園等	32,386	31,971	1.01	4,713
国営公園等整備	9,225	9,176	1.01	1,671
国営公園等維持管理	15,655	14,897	1.05	3,042
社会課題対応型都市公園機能向上促進事業	3,275	3,000	1.09	0
国営公園等事業調査	367	253	1.45	0
市街地整備	94,024	93,732	1.00	7,878
都市構造再編集集中支援事業	70,000	70,000	1.00	4,840
まちなかウォークブル推進事業	589	350	1.68	10
都市・地域交通戦略推進事業	1,000	900	1.11	29
防災・省エネまちづくり緊急促進事業	2,000	2,000	1.00	282
まちづくりDX先導調査	200	0	皆増	0
まちづくりファンド支援事業	100	100	1.00	0
民間都市開発推進資金融資	2,400	2,000	1.20	0
国際競争拠点都市整備事業	13,000	13,000	1.00	567
都市空間情報デジタル基盤構築調査	1,050	500	2.10	1,500
都市空間情報デジタル基盤構築支援事業	1,050	700	1.50	0
グリーンインフラ活用型都市構築支援事業	329	250	1.32	0
住宅対策	417	709	0.59	0
密集市街地総合防災事業	394	674	0.58	0
一般公共事業計	126,827	126,412	1.00	12,591
災害復旧等	406	406	1.00	4,231
公共事業関係計 (A)	127,233	126,818	1.00	16,822

(単位：百万円)

事 項	令和5年度 (a)	前年度 (b)	倍 率 (a/b)	(参考) 令和4年度 第2次 補正予算
行政経費				
防災集団移転促進事業	134	132	1.02	52
コンパクトシティ形成支援事業	501	545	0.92	100
官民連携まちなか再生推進事業	315	344	0.92	200
スマートシティ実装化支援事業	280	265	1.06	120
都市開発の海外展開	218	213	1.02	0
2027年国際園芸博覧会関係経費	135	113	1.19	81
ドーハ国際園芸博覧会出展調査	10	12	0.83	0
明日香村歴史的風土創造的活用事業交付金	160	160	1.00	0
行政経費計 (B)	2,146	2,217	0.97	552
合 計 (A)+(B)	129,379	129,035	1.00	17,374

1. 本表は、主要事項を記載しているため、各計数の和は合計と一致しない。
2. 計数は、それぞれ四捨五入しているため端数において合計と一致しない場合がある。

II. 令和5年度 都市局関係予算の基本方針

- 激甚化・頻発化する自然災害に的確に対応するため、災害リスクの高いエリアからの移転の促進や盛土による災害の防止など、防災・減災を主流化した強靱なまちづくりをより強力に進めます。
- また、都市の成長力を引き上げ、豊かで活力あるコンパクトな地域づくりを進めるため、
 - ・持続可能な公共交通軸の形成や身近な地域生活拠点の充実などによる、ポストコロナの多様なライフスタイルを支える持続可能な多極連携型のまちづくり
 - ・地方都市と大都市の交流・連携の促進による、都市のイノベーション創出強化・新たな都市再生の展開
 - ・エネルギーの面的利用やグリーンインフラの社会実装などのまちづくりのグリーン化の推進に重点的に取り組みます。
- さらに、これらの取組を効果的に推進し、デジタル田園都市国家構想の実現に資するため、3D都市モデルの整備・活用・オープンデータ化やスマートシティの社会実装など、まちづくりのDXを総合的に推進します。

防災・減災、国土強靱化

- 災害リスクの高いエリアからの移転の促進
- 盛土による災害の防止
- 防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策の着実な推進

防災・減災まちづくりの更なる推進

多極連携型まちづくり

- まちづくりと公共交通との連携による持続可能な交通軸の形成
- 職住遊が融合した、身近な地域生活拠点の充実

新たな都市再生

- 地方都市のイノベーション力と大都市の国際競争力の強化
- 地方都市と大都市の交流・連携によるイノベーション創出

まちづくりのグリーン化

- エネルギーの面的利用
- グリーンインフラの社会実装

まちづくりのDX

- 3D都市モデルの整備・活用・オープンデータ化
- スマートシティの社会実装
- 建築・不動産分野との連携

都市のイノベーションの創出+コンパクトでゆとりとにぎわいのあるまちづくりの実現

5. まちづくりのグリーン化の推進

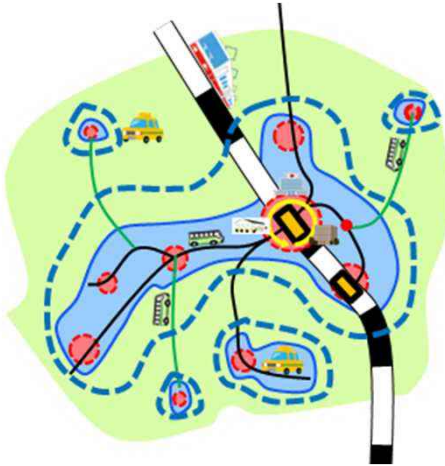
2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、脱炭素に資する都市・地域づくりを推進していくため、都市のコンパクト・プラス・ネットワークの推進や居心地が良く歩きたくなる空間づくり等とあわせて、デジタル技術等を活用し、エネルギーの面的利用による効率化、グリーンインフラの社会実装、環境に配慮した民間都市開発等のまちづくりのグリーン化の取組を総合的に支援する。

特に、地域脱炭素ロードマップの脱炭素先行地域において支援を強化するなど、取組を重点的に推進する。

施策の概要

都市構造の変革

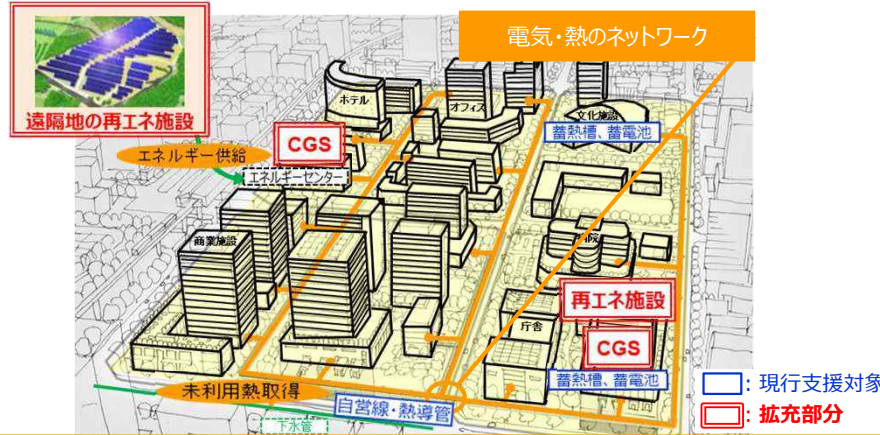
○コンパクト・プラス・ネットワークや居心地が良く歩きたくなる空間づくりの推進



都市機能の集約による公共交通の利用促進等によるCO₂排出量の削減を推進

街区単位での取組

○エネルギーの面的利用の推進
○環境に配慮した民間都市開発の推進等



【拡充】(エネルギーの面的利用の推進)

○エネルギー供給施設(太陽光発電施設、CGS等)整備を支援
○対象区域に電力供給する遠隔地の再エネ施設の整備等も支援

<対象イメージ>



【国際競争業務継続拠点整備事業】

複数建物をエネルギー導管でつなぎ、面的利用を図ること等により、エネルギー利用を効率化

都市における緑とオープンスペースの展開

○グリーンインフラの社会実装の推進
○官民連携による公園の整備・管理運営の推進



都市部における緑地の確保やヒートアイランド現象の緩和によるCO₂吸収・排出抑制を推進

5. まちづくりのグリーン化の推進

(1) エネルギーの効率的な利用によるグリーン化の推進

大都市の業務中枢拠点における国際競争力をより一層高めるため、市街地整備と一体となった面的エネルギーの整備を加速化させ防災性の向上を図るとともに、2050年カーボンニュートラルの実現に向けたエネルギーの効率的な利用により、まちづくりにおけるグリーン化を推進する。

このため、都市開発事業等と一体的に実施されるエネルギー導管等の整備と合わせたエネルギー供給施設の整備に対して支援を行い、自立・分散型エネルギーシステムの導入を促進する。

国際競争業務継続拠点整備事業

災害時における電気・熱の安定供給による防災性向上や、エネルギー需要やピークの平準化によるエネルギーの効率的な利用に資するエネルギー面的利用の推進を加速化するため、下記の実施への支援を強化する。

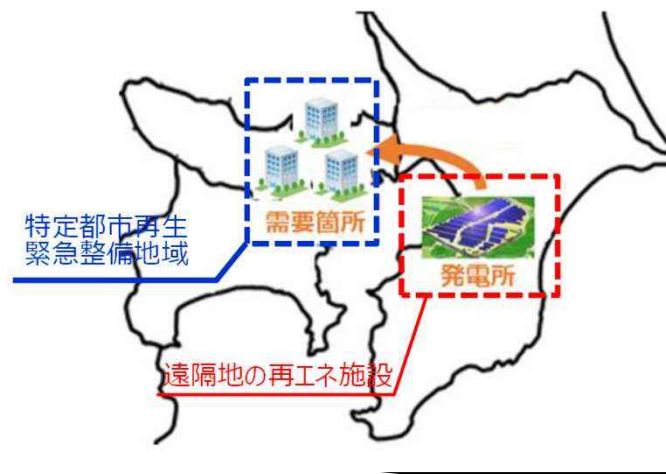
拡充

- エネルギー導管を活用し、複数の建物にエネルギーを供給するためのエネルギー供給施設（再生可能エネルギー施設、CGS等）の整備を支援対象に追加。
- エネルギーの面的利用を行う特定都市再生緊急整備地域に対してエネルギーを供給する遠隔地の再生可能エネルギー施設の整備等も支援対象に追加。

<支援イメージ>



<遠隔地における取組イメージ>



<支援対象イメージ>



再生可能エネルギー施設
(太陽光発電施設 等)



コージェネレーションシステム
(CGS)

都市開発事業等と一体となったクリーンで効率的なエネルギー利用の推進

グリーンインフラ活用型都市構築支援事業	補助	3.3億円(1.32倍)
都市公園・緑地等事業	社総交	5,492億円の内数
	防交交	8,313億円の内数
国営公園等事業	直轄	248.8億円(1.03倍)

※令和4年度第2次補正予算 国営公園等事業 2.4億円(47.1億円の内数)。合計251.1億円(1.04倍)

5. まちづくりのグリーン化の推進

(2) 都市公園等におけるカーボンニュートラルの推進

2050年カーボンニュートラルの実現に向け、脱炭素先行地域等において、都市公園整備をはじめとする公共空間の緑化、建築物の屋上緑化等の取組を推進し、新たな緑化空間の創出を図る。

また、都市公園において、太陽光発電施設の更なる導入を推進し、温室効果ガスの削減に寄与するとともに、自立分散型エネルギーの確保による防災性の向上やエネルギーの地産地消による経済循環等の実現を図る。

グリーンインフラの社会実装

【グリーンインフラ活用型都市構築支援事業】

- 官民連携・分野横断により、自然環境が有する多様な機能を引き出し、戦略的に地域課題の解決を目指すグリーンインフラの取組を推進する。
- 脱炭素先行地域等において、緑化規模等、一定の要件を満たす民間建築物についての屋上緑化等の取組を推進する。

※目標を定めた事業計画に従い、面的なグリーンインフラの導入を総合的に実施

街路樹の整備

屋上緑化

都市公園の整備

公共施設・民間建築物敷地の緑化

CO₂吸収源となる都市公園整備の推進

【都市公園・緑地等事業】

- 脱炭素先行地域等において、樹木等の有するCO₂の吸収や排出抑制効果を活かし、CO₂吸収効果の高い樹木主体の都市公園の整備を推進する。

<樹木主体の公園のイメージ>

区立西綾瀬公園 (東京都足立区)

再生可能エネルギー導入の推進

【都市公園・緑地等事業、国営公園等事業】

- 自立分散型エネルギー確保の観点も考慮しつつ、災害発生時に避難地や防災拠点となる防災公園を中心に、避難者の適切な誘導等のための照明やスマートフォン等を充電するための電源等として、再生可能エネルギー型発電施設の導入を推進する。

<防災公園における取組イメージ>

- Park-PFIを活用した官民連携による都市公園への太陽光発電施設の導入の推進を図る。
- 国営公園においては、再生エネ電気の調達と発電施設の整備によって、2030年度を目途に国が行う事務・事業に係る電力について、可能な限りの再生可能エネルギーの導入を目指す。

令和5年度

水管理・国土保全局関係 予算概要

令和5年1月

国土交通省 水管理・国土保全局

○ 令和5年度予算の概要	… P.2
○ 新規事項	
1. 新規予算制度・税制	… P.4
2. 新規事業	… P.15
○ 予算の項目毎の内容	
1. 流域治水の本格的実践「継続と深化」	… P.19
2. インフラ老朽化対策等による持続可能なインフラメンテナンスサイクルの実現	… P.21
3. 防災・減災対策を飛躍的に高度化・効率化するDXの推進	… P.22
4. ダムや下水道におけるクリーンエネルギー創出を通じたGXの推進	… P.29
5. 水辺空間の良好な環境と賑わいの創出による地域活性化の推進	… P.32
6. 行政経費(熊本水イニシアティブを踏まえた海外展開等)	… P.33
7. 独立行政法人水資源機構	… P.34
○ 参考資料	… P.35

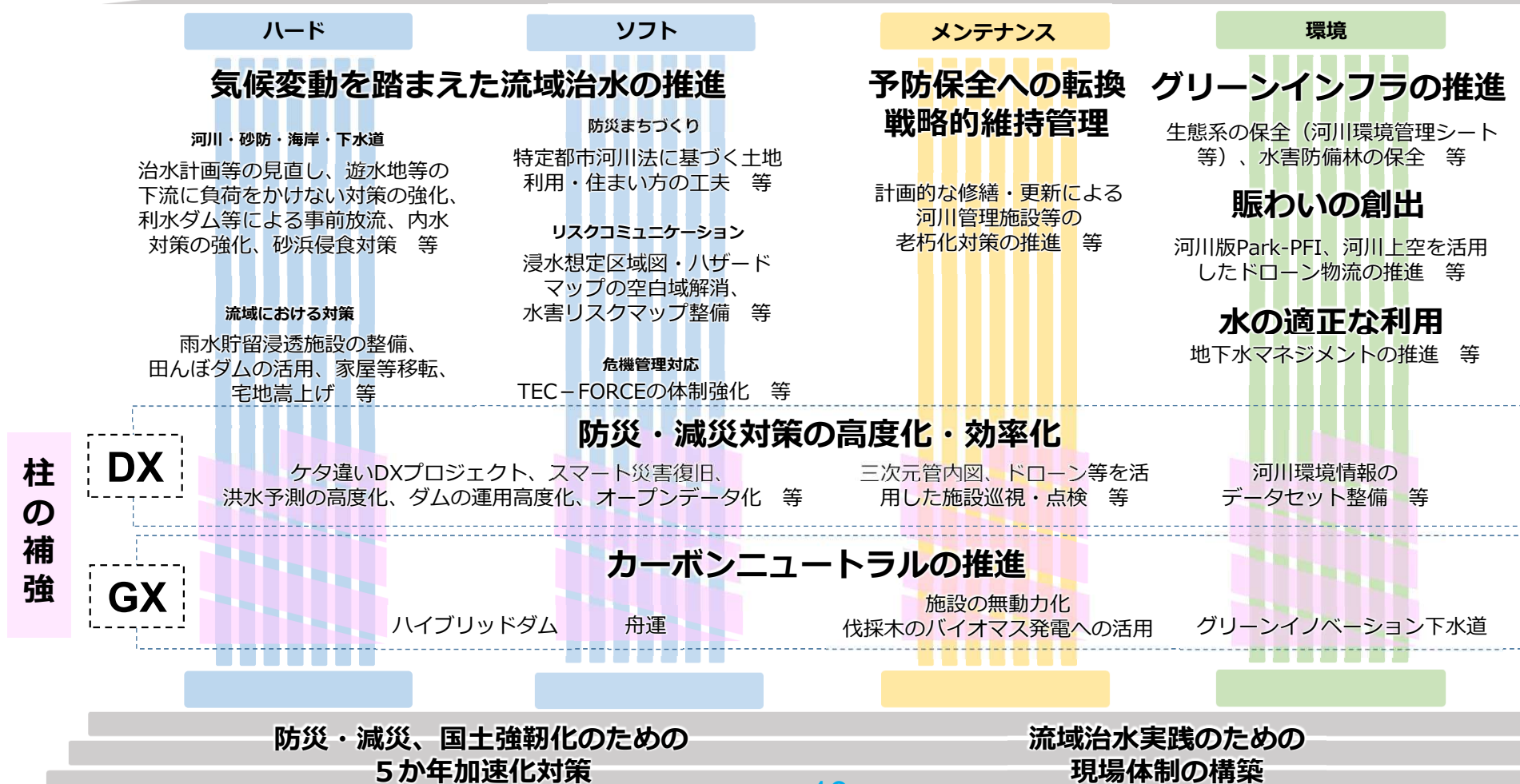
水管理・国土保全局が取り組む4本の柱

令和5年度水管理・国土保全局関係予算概要
(令和5年1月)より抜粋

- 気候変動の影響による水害の激甚化・頻発化に対応するため、河川整備等の加速化に加え、内水対策や流出抑制対策(雨水貯留浸透施設の整備等)の強化など、流域治水の更なる推進とともに、計画的・効率的なインフラの老朽化対策を実施。また、水辺空間の良好な環境形成等による地域活性化の取組を推進。
- 併せて、防災・減災対策を高度化・効率化するDX、カーボンニュートラルを推進するGXの取組を推進。

安心・安全の確保、豊かな国土形成

(気候変動への対応)



○ 一般会計予算

単位：億円

事 項	令和5年度	前 年 度	対前年度 倍 率
一般公共事業費	9,710	9,517	1.02
治山治水	8,688	8,654	1.00
治水	8,518	8,484	1.00
海岸	170	170	1.00
住宅都市環境整備	249	249	1.00
都市水環境整備	249	249	1.00
下水道	773	614	1.26
災害復旧関係費	<529> 479	<527> 505	1.00 0.95
合 計	10,188	10,021	1.02

- 上記計数には、
 - デジタル庁一括計上分を含まない。
 - 個別補助化に伴う増分182億円を含む。
- <>書きは、水管理・国土保全局以外の災害復旧関係費の直轄代行分を含む。
(上記以外に、行政経費9億円があるほか、省全体で社会資本整備総合交付金5,492億円、防災・安全交付金8,313億円がある。)

○ 東日本大震災復興特別会計予算(復興庁所管)

単位：億円

事 項	令和5年度	前 年 度	対前年度 倍 率
治水	0.02	0.00	-
災害復旧関係費	50	41	1.22
合 計	50	41	1.22

(上記以外に、省全体で社会資本総合整備(復興)116億円がある。) 14

(四捨五入の関係で合計値が合わない場合がある。)

主要項目

令和5年度水管理・国土保全局関係予算概要
(令和5年1月)より抜粋・加筆

○ 一般会計予算

・治水事業等関係費 **8,937億円**

うち 河川関係 7,374億円、砂防関係 1,393億円、
海岸関係 170億円

・下水道事業関係費 **773億円**

・災害復旧関係費 **479億円**
<529億円>

< >書きは、水管理・国土保全局以外の災害復旧関係費
の直轄代行分を含む

合計 1兆188億円

・行政経費 **9億円**

○ 東日本大震災復興特別会計予算

(復興庁所管)

・復旧・復興関係費 **50億円**
(うち、復旧50億円、復興0億円)

主要課題

- | | |
|--|---------|
| 1. 流域治水の本格的実践「継続と深化」 | 5,950億円 |
| 2. インフラ老朽化対策等による持続可能な
インフラメンテナンスサイクルの実現 | 2,304億円 |
| 3. 防災・減災対策を飛躍的に高度化・効率化する
DXの推進 | 74億円 |
| 4. ダムや下水道におけるクリーンエネルギー
創出を通じたGXの推進 | 81億円 |
| 5. 水辺空間の良好な環境と賑わいの創出による
地域活性化の推進 | 93億円 |

(注)この他に工事諸費等がある。

参考：令和4年度補正予算(水管理・国土保全局)の概要

水管理・国土保全局関係全体 5,763億円

- ・気候変動を見据えた府省庁・官民連携による「流域治水」等の推進 2,354億円
- ・災害時情報伝達手段の多重化・高度化、3次元モデル等を活用したインフラの整備、
管理等のデジタル化の推進 95億円
- ・河川・ダム、砂防関係施設等の重要インフラに係る老朽化対策 557億円
- ・地域経済・観光の活性化を支えるかわまちづくりの推進 31億円
- ・河川、道路等のインフラの災害復旧事業等 2,681億円
- ・下水汚泥の肥料利用の推進 25億円
- ・下水道の脱炭素化の推進 20億円

※上記以外に、省全体で社会資本整備総合交付金291億円、防災・安全交付金2,853億円がある。

新規
事項

グリーンイノベーション下水道の実現に向けた取組

- 「グリーンイノベーション下水道」の実現に向けて、「下水道温室効果ガス削減推進事業」を創設し、各地方公共団体の計画策定等に必要となる調査や検討を支援。
- また、全国の自治体の模範となる「カーボンニュートラル地域モデル処理場」の整備等を集中的に支援し、全国に普及展開することで、下水道全体の脱炭素化を推進。

カーボンニュートラルの実現に向けた下水道の課題

- ・ 下水道では、全国の電力消費量の約0.8%を消費し、温室効果ガス（GHG）の約0.4%を排出している(2019年度)
- ・ 下水道は脱炭素社会に貢献し得る高いポテンシャルを有するが、活用は一部にとどまっている（エネルギー化率：約27%、緑農地利用率：約10% (2020年度)）

グリーンイノベーション下水道の実現に向けた3つの方針

下水道が有する
ポテンシャルの
最大活用

温室効果ガスの
積極的な削減

地域内外・
分野連携の
拡大・徹底

地球温暖化対策計画における下水道分野の目標設定

- ・ 2030年度におけるGHG排出量を2013年度※比で208万t 削減
※改定地球温暖化対策計画における2013年度の下水道分野のGHG排出量は約400万t
- ・ 2050年カーボンニュートラルに向けて更なる高みを目指す

汚泥のエネルギー化

エネルギー化率を
37%まで向上
→約70万t削減

省エネの促進

年率約2%の省エネ
→約60万t削減

焼却の高度化

高温焼却率100%
新型炉への更新
→約78万t削減

新規事項

○下水道温室効果ガス削減推進事業の創設

対象：下水道管理者

拡充内容：

- ①地方公共団体実行計画の策定・改訂に必要となる下水道事業の温室効果ガス削減のための調査や検討を支援
- ②温室効果ガス削減に必要な下水道施設の運転方法の変更のための計測機器・制御装置設置を支援



下水処理の必要空気量は水量だけでなく、水質等によって決まるため、詳細な水質データに応じた運転により送風量の削減が可能

(併せて下記を防災・安全交付金の重点配分に追加)

○カーボンニュートラル地域モデル処理場計画

- ・ カーボンニュートラルの実現に向けて、下水処理場において省エネ、創エネ、再エネ技術の導入等を行う事業について定めた計画を、公募プロセスを経て認定。
- ・ 認定計画を個別補助金や交付金の重点配分等により集中的に支援するとともに、ショーケースとして全国に普及展開を行うことで、下水道全体の脱炭素化を推進。
- ・ 令和4年12月に、①富山市、②米子市、③熊本市の3処理場計画を認定。



「カーボンニュートラル地域モデル処理場計画」のイメージ

1. 流域治水の本格的実践「継続と深化」
 - ・ 流域治水型内水対策の推進 …… P.19
 - ・ 気候変動リスク開示における民間企業の取組の支援 …… P.20
2. インフラ老朽化対策等による持続可能なインフラメンテナンスサイクルの実現 …… P.21
3. 防災・減災対策を飛躍的に高度化・効率化するDXの推進 …… P.22
 - ・ オープンデータによる流域防災DXの駆動 …… P.23
 - ・ 流域治水ケタ違いDXプロジェクト 内水対策強化 …… P.24
 - ・ 流域治水ケタ違いDXプロジェクト 災害対応力強化 …… P.25
 - ・ ドローンによる画像解析等を用いたインフラ施設維持管理 …… P.26
 - ・ 洪水予測の高度化 …… P.27
 - ・ ハイブリッドダムの取組推進のための雨量・流入量予測(AI)の技術開発 …… P.28
4. ダムや下水道におけるクリーンエネルギー創出を通じたGXの推進
 - ・ 官民連携の新たな枠組みによるハイブリッドダム …… P.29
 - ・ 河川管理施設の活用や高度化、舟運の活用による脱炭素化の推進 …… P.31
5. 水辺空間の良好な環境と賑わいの創出による地域活性化の推進
 - ・ グリーンインフラの取組の深化 …… P.32
6. 行政経費(熊本水イニシアティブを踏まえた海外展開等) …… P.33
7. 独立行政法人水資源機構 …… P.34

官民連携の新たな枠組みによるハイブリッドダム

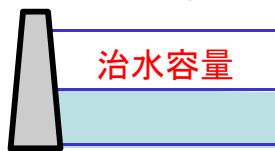
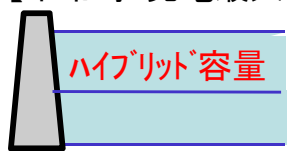
○ 気候変動に適応した多目的ダム等の治水機能の強化を官民連携の新たな事業体制で実施するとともに、カーボンニュートラル(緩和)、地域振興との両立を図る。

官民連携によるハイブリッドダムの展開

治水機能の強化 (国等)

- ・運用高度化による治水への有効活用
- ・放流設備の改造・嵩上げ、堆砂対策

【平常時:発電最大化】 【洪水時:治水最大化】



気象・IT技術を活用した高度運用



水力発電の促進 (民間)

- ・運用高度化等による安定した発電水量の確保
- ・発電施設の新設、増強
- ・ダム湖の冷水の活用

【発電設備例】



地域振興 (民間・自治体)

- ・ダム周辺遊休地等の活用
- ・発生した電力を活用した地域振興

【地域振興例】

遊休地を活用した太陽光発電等



【電力の活用例】

・データセンター
・地域交通(電気バス)等



取組のポイント (従来との違い)

官民連携の強化

ダム事業の従来のプレイヤー

河川管理者(国、水機構)
利水者(発電、水道事業者等)
地元自治体 等



新たなプレイヤー

発電に新たに参画する企業
(例えば脱炭素に取り組む企業等)

新たな事業体制の構築

例:SPC設置(発電に新たに参画する企業等)

治水機能強化とカーボンニュートラルへの貢献

例) 気候変動に適応する洪水調節機能の増強や運用高度化等

【ハイブリッド容量の設定】

地域振興

例) 参画企業が持続的な地域振興を現地で展開

【民間ノウハウ活用】

新たな投資の仕組み

例) 発電容量に応じた資金負担ルール等の検討 【新しい資金調達方法】

令和4年度のサウンディング(官民対話)における民間からの意見・提案も踏まえ、令和5年度には具体の地区を想定したフィージビリティ・スタディを行い、事業化に向けた検討を推進

官民連携の新たな枠組みによるハイブリッドダム

令和5年度水管理・国土保全局関係予算概要
(令和5年1月)より抜粋

○ 最新の気象予測技術によるダム運用の高度化、官民連携による地域振興、ハイブリッド容量の導入によるハイブリッドダムの事業化に向けた検討を推進。

政策目標：3つの目標

- ・治水機能の確保・向上<気候変動適応策>
- ・カーボンニュートラル<緩和策>
- ・地域振興

ハイブリッドダムの推進方策

- ・最新の技術：最新の気象予測技術・ダム改造技術によるダム運用の高度化
- ・連携体制：官（国・自治体等）と民（多様な民間企業）の連携
- ・ダム容量：治水と発電が両立できる容量の考え方の導入

具体的手法 (類型)	i.洪水後期放流の工夫	ii.非洪水期の弾力的運用	iii.発電施設の新設	iv.ダム改造、多目的ダム建設
	洪水後にダムの貯水位を下げる放流を行う際、当面、降雨が予測されない場合は緩やかに放流し、水力発電を実施	非洪水期にまとまった降雨が予測されるまでの間、一定の高さまで貯水位を上げ、これを安定的に放流し、水力発電を実施	発電施設が未設置のダムにおいて、発電設備を新設し、水力発電を実施	堤体の嵩上げ等を行うダム改造や多目的ダムの新設に併せ、発電容量の設定などにより、水力発電を実施
施設改良等の有無 (発電開始に要する期間)	改良なし (短期)	改良なし (短期)	改良あり(規模:中) (中期)	改良あり(規模:大) (長期)
3つの目標 治水機能の確保・向上 カーボンニュートラル 地域振興				

推進方策

最新の技術

連携体制

ダム容量

最新の気象予測技術等によるダム運用の高度化

官民連携による地域振興※1

※1 発電による電力や民間ノウハウ等を活用し、ダム周辺の地域振興策を実施することを想定

ハイブリッド容量※2

※2 従来の洪水調節容量について、洪水時には洪水調節のために活用、平常時には治水に支障のない範囲で、最大限、発電のために活用する容量

河川管理施設の活用や高度化、舟運の活用による脱炭素化の推進

○ ダムにおける水力を活用した電力創出や、公共工事等における資機材運搬への河川舟運の活用、河川管理施設の無動力化等による消費エネルギー削減について、脱炭素化への貢献の観点からも、引き続き推進。

グリーンエネルギーの創出

水力によるグリーンエネルギーの創出

- これまで、再生エネルギーの活用推進の観点から、ダムにおいて維持放流等を活用した管理用発電設備を整備
- より多くの電力創出を図るため、既存の発電機をより高効率なものに入れ替える等、更なる発電を推進し、脱炭素化に貢献



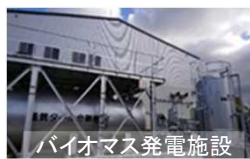
発電設備

樹木伐採におけるバイオマス発電

- これまで、河道内樹木の資源活用を目的に、民間活用による公募型樹木採取を実施
- 電力創出を推進するため民間事業者と連携し、河道内樹木の木質バイオマス発電への利用を推進し脱炭素化に貢献



河道内樹木搬出



バイオマス発電施設

エネルギー消費の削減

河川舟運の活用

- これまで、河川工事において、資機材の水上輸送が効率的な場合は舟運を活用
- 舟運はダンプトラック等による陸上輸送に比べて輸送量あたりのCO₂排出量が少ない特性があり、一層の舟運活用に向けた促進策の検討や環境整備を進め脱炭素化に貢献



橋梁架替工事における船舶の利用



淀川左岸線工事における船舶の利用



淀川大堰閘門

●CO₂排出量比較の試算

➢トラックとガット船のそれぞれで、建設発生土(47,570m³)を約20km先の埋立処分場に運搬した場合の排出量

	CO ₂ 発生量(kg)
ダンプ運搬CO ₂ 発生量	332,355 ①
舟運CO ₂ 発生量	123,929 ②
効果 (①-②)/①×100:	62.7% 発生量削減

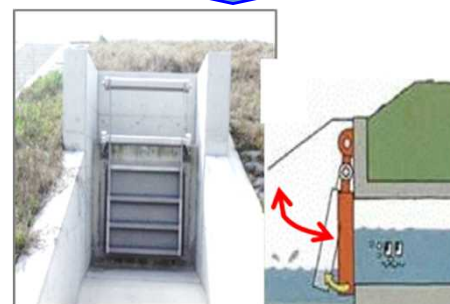
河川管理施設の無動力化

- これまで、水門等の河川管理施設では、操作員不足・安全確保等のためフラップゲート化等による無動力化を推進
- 操作に動力を要さないことから、引き続き無動力化を進めることにより脱炭素化に貢献

<水門の無動力化の例>



モーターでゲートを上下に開閉



河川水位の上昇で無動力で開閉

グリーンインフラの取組の深化

令和5年度水管理・国土保全局関係予算概要
(令和5年1月)より抜粋

○持続可能で魅力ある都市・地域づくりを推進するため、河川全体の自然の営みを視野に入れた多自然川づくりに取り組むとともに、流域へと視点を広げ、流域のあらゆる区域・関係者において、自然環境が有する多面的な機能と治水対策が両立したグリーンインフラの取組を推進。

- ・河川内においては、河川環境の現状評価を行う、「河川環境管理シート」を令和5年度迄に全国109水系で作成
- ・河川と連続した区域においては、自然再生計画等を策定し、霞堤などの貯留機能を有する区域や治水と環境の機能を有する水害防備林の保全・再生を行う
- ・流域環境の保全・創出を推進するため、TNFD※等の動向を踏まえ、地域資源を利用する企業と地域との連携により、湿地や水田等の土地所有者による生物多様性保全の活動を、民間資金で支える仕組みについて検討

※自然関連財務情報開示タスクフォース

【河川内】

多自然川づくりの高度化

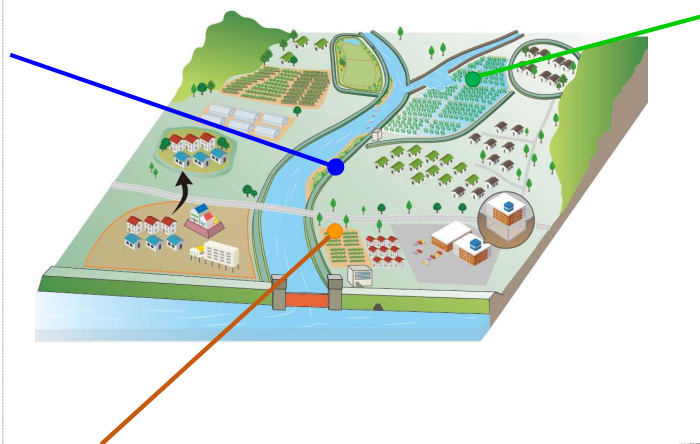
(ネイチャーポジティブ※な流域治水の取組)

※ 生物多様性の損失を食い止め回復

<河川環境の評価と改善の考え方の具体化>

- 現況の河川環境を保全するとともにできる限り向上
- ↓
- 河川内で相対的に良好な場をリファレンスに設定
- ↓
- リファレンスとのかい離の程度から河川の評価

河川環境の評価イメージ



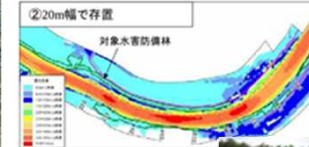
【河川と連続した区域】

○水害防備林の保全・再生

【水害防備林の効果予測・分析】



水害防備林(久慈川)



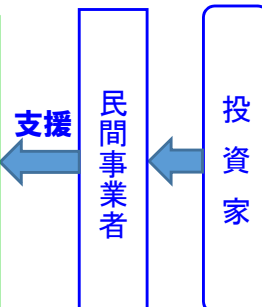
水害防備林に補足された流木

【流域】

民間等による支援の仕組み検討



地域住民等による取組



○貯留機能を有する区域の保全・再生

P5より再掲

> 貯留機能保全区域内では、河川管理者により生物の連続した生息・生育・繁殖環境の創出等の環境整備が可能となるよう制度を拡充



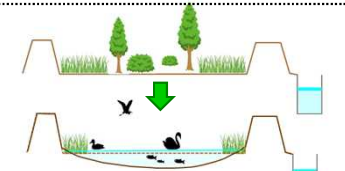
霞堤



> 魚類の遡上・降下が困難な区域における魚道等の整備



> 水路、湿地等の生息環境の整備



令和5年度 住宅局関係予算概要

令和5年1月
国土交通省住宅局

目 次

I. 令和5年度住宅局関係予算の基本方針	1
II. 令和5年度予算の主要事項		
1. 住宅・建築物におけるカーボンニュートラルの実現	2
2. 住まい・くらしの安全確保、良好な市街地環境の整備	3
3. 誰もが安心して暮らせる多様な住まいの確保	4
4. 既存ストックの有効活用と流通市場の形成	5
5. 住宅・建築分野のDX・生産性向上の推進	6
III. 令和5年度予算の各施策概要	7
IV. 参考資料	47

I. 令和5年度住宅局関係予算の基本方針

重点施策のポイント

令和5年度住宅局関係予算については、以下の分野における施策を中心に重点的に取り組むこととする。

1. 住宅・建築物におけるカーボンニュートラルの実現
2. 住まい・くらしの安全確保、良好な市街地環境の整備
3. 誰もが安心して暮らせる多様な住まいの確保
4. 既存ストックの有効活用と流通市場の形成
5. 住宅・建築分野のDX・生産性向上の推進

その際、新たな投資を促す誘発効果の高いもの、緊急性の高いもの、民間のノウハウを活かした既存ストックを有効活用するものについて重点的に支援し、限られた予算の中で最大限の効果の発現を図る。

予算総括表

(単位:百万円)

事 項	事 業 費			国 費		
	令和5年度 (A)	前 年 度 (B)	対前年度 倍率 (A/B)	令和5年度 (C)	前 年 度 (E)	対前年度 倍率 (C/E)
住 宅 対 策	2,843,263	2,893,940	0.98	155,754	157,254	0.99
都 市 環 境 整 備	169,529	149,794	1.13	8,409	8,409	1.00
災 害 復 旧 等	202	202	1.00	101	101	1.00
公 共 事 業 関 係 計	3,012,994	3,043,936	0.99	164,264	165,764	0.99
行 政 経 費	—	—	—	12,340	13,374	0.92
合 計	3,012,994	3,043,936	0.99	176,604	179,138	0.99

注1. 本表のほか、令和4年度第2次補正予算として、208,395百万円があり、令和5年度当初予算と合計した対前年度倍率は、2.15倍となる。

注2. 計数はそれぞれ四捨五入しているため、端数において合計とは一致しない場合がある。

Ⅲ. 令和5年度予算の各施策概要

目 次

1. 住宅・建築物におけるカーボンニュートラルの実現

LCCM住宅の整備の推進について	9
省エネ基準適合の融資要件化〔住宅金融支援機構〕	10
住宅局所管補助事業における省エネ基準適合	11
住宅エコリフォーム推進事業、 住宅・建築物省エネ改修推進事業	12
公営住宅等ストック総合改善事業、 改良住宅ストック総合改善事業	13
特定施策賃貸住宅ストック総合改善等事業	14
脱炭素社会型公的賃貸住宅改修モデル事業	15
地域型住宅グリーン化事業	16
優良木造建築物等整備推進事業	17

2. 住まい・くらしの安全確保、良好な市街地環境の整備

建築物火災安全改修事業 (住宅・建築物安全ストック形成事業)	19
がけ地近接等危険住宅移転事業 (住宅・建築物安全ストック形成事業)	20
災害復興住宅融資・災害予防系融資〔住宅金融支援機構〕	21
一時避難場所整備緊急促進事業	22
住宅・建築物耐震改修事業 (住宅・建築物安全ストック形成事業)	23
住宅市街地総合整備事業(密集住宅市街地整備型) ・密集市街地総合防災事業	24
市街地再開発事業等	25

3. 誰もが安心して暮らせる多様な住まいの確保

セーフティネット登録住宅への支援の強化	27
居住支援協議会等活動支援事業	28
公営住宅の建替え等の促進に向けた 地方公共団体への支援の強化	29
子育て支援型共同住宅推進事業	30
フラット35地域連携型 (子育て支援)〔住宅金融支援機構〕	31
バリアフリー環境整備促進事業	32
サービス付き高齢者向け住宅整備事業	33

4. 既存ストックの有効活用と流通市場の形成

空き家対策総合支援事業	35
空き家再生等推進事業	36
フラット35地域連携型 (空き家対策)〔住宅金融支援機構〕	37
マンションストック長寿命化等モデル事業	38
地域特性を踏まえた住まいづくりのための 住宅金融モデル事業	39
長期優良住宅化リフォーム推進事業	40

5. 住宅・建築分野のDX・生産性向上の推進

建築BIMの社会実装の加速化	42
木造住宅・都市木造建築物における生産体制整備の推進	43
住宅におけるIoT技術活用の推進	44
住宅・建築分野のDXの一体的な推進	45
住宅建築技術国際展開支援事業	46

1. 住宅・建築物における カーボンニュートラルの実現

2050年カーボンニュートラルの実現に向け、住宅の脱炭素化を推進するため、先導的な脱炭素化住宅であるLCCM住宅の整備に対して支援を行う。

LCCM住宅 : 使用段階のみならず資材製造や建設段階等におけるCO2排出量の削減、長寿命化を図りつつ、創エネルギーにより、ライフサイクル全体(建設、居住、修繕・更新・解体の各段階)を通じたCO2排出量をマイナスとする住宅。

○ LCCM住宅の新築について支援。

【補助対象費用・補助率】

- 以下の費用の合計額の1/2
 - 設計費
 - 建設工事等における補助対象工事の掛かり増し費用

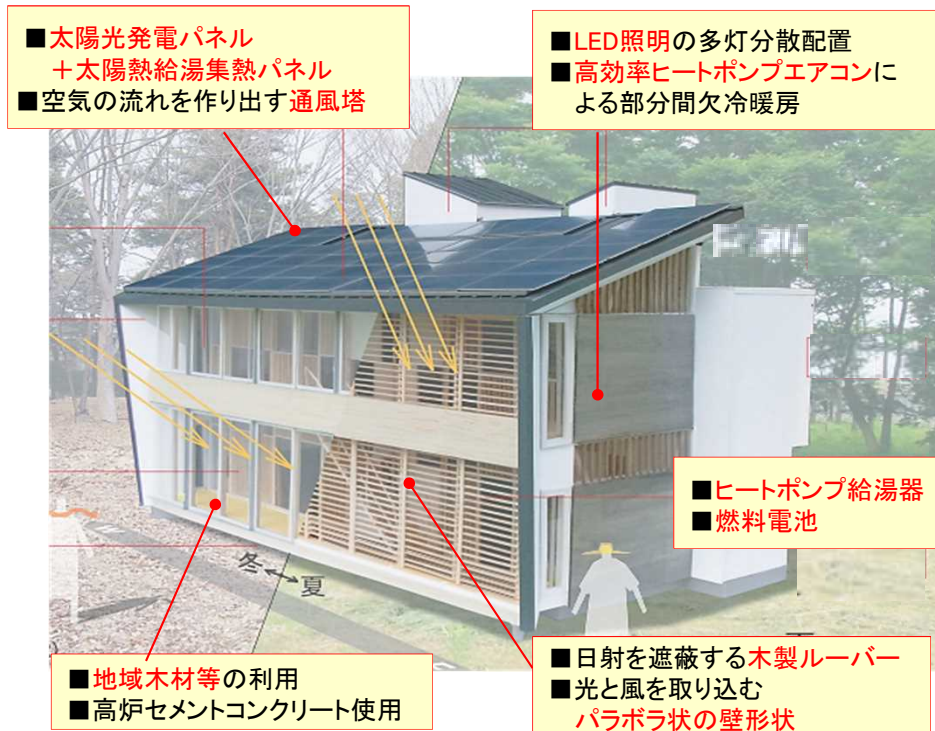
【補助要件】

- 強化外皮基準(ZEH水準の断熱性能)を満たすもの
- 再生可能エネルギーを除き、一次エネルギー消費量が現行の省エネ基準値から25%削減されているもの
- ライフサイクル全体のCO2排出量を算定※し、その結果が0以下となること 等

※建設、居住、修繕・更新・解体の各段階を通じたCO2排出量が、太陽光発電によるCO2削減量を下回ることを、指定のツールを用いて評価

【補助限度額】 戸建住宅 140万円/戸
共同住宅 75万円/戸

LCCM住宅の例



引用元:LCCM住宅研究・開発委員会

住宅局所管の補助事業により支援を行う新築の住宅・建築物について、令和4年度から民間事業者等が行うものは省エネ基準適合を、公的主体が行うものはZEH・ZEBレベルの省エネ水準適合等を原則求めている。

背景・課題

2050年カーボンニュートラル、2030年における温室効果ガス46%削減(2013年度比)など、脱炭素社会に向けた政府目標が示される中、CO2排出量全体の約3分の1を占める住宅・建築物分野においても、さらなる省エネ化の推進が求められている。

基本的な考え方

脱炭素社会に向けた、率先した省エネ、再エネ対応を図るため、住宅・建築物の新築を支援する補助事業について、以下の要件への適合を求める^{※1}。

- 1.民間事業者等^{※2}が行う住宅・建築物の新築については、省エネ基準に適合すること。
- 2.公的主体^{※3}が行う住宅・建築物の新築については、ZEH・ZEBレベル^{※4}の省エネ水準に適合するとともに、公的賃貸住宅については太陽光発電設備を原則設置すること^{※5}。

※1 ・小規模(300㎡未満)で使用頻度が低いなど、ZEH・ZEBレベルの省エネ水準適合を補助要件とすることが合理的でない場合は、省エネ基準適合を補助要件とする。

・居室を有しないもの、開放性が高いもの、伝統的構法のもの、気候風土適応型のもの及び改修を支援する補助については、要件化の適用除外とする。

・令和3年度までに事業採択または事業着手分は適用除外とする。

※2 公的主体以外

※3 地方公共団体、都市再生機構

※4 ZEH Oriented、ZEH-M Oriented、ZEB Oriented

※5 気候風土や高層等によりやむを得ない場合は除く。

地方公共団体を通じた間接補助(交付金)及び、国からの委託を受けた民間事務局による、民間への直接補助(補助金)

住宅・建築物のカーボンニュートラルの実現に向け、既存住宅の省エネ改修を加速するため、住宅の省エネ改修等に係る支援メニューを見直し、設計・改修パッケージ補助を創設する。

住宅(交付金及び補助金(直接補助))

省エネ診断

民間実施：国と地方で2/3 (直接補助の場合は国1/3)
公共実施：国1/2

創設

定額方式

■ 交付対象

省エネ設計等費及び省エネ改修工事費を合算した額

- ※設備の効率化に係る工事については、開口部・躯体等の断熱化工事と同額以下。
- ※ZEHレベルの省エネ改修と併せて実施する構造補強工事を含む。
- ※改修後に耐震性が確保されることが必要(計画的な耐震化を行うものを含む)。
- ※国による直接補助は、令和6年度末までに着手したものであって、改修による省エネ性能がZEHレベルとなるものに限定する。

■ 交付額 (国と地方が補助する場合)

※省エネ改修の地域への普及促進に係る取組を行う場合に重点的に支援

省エネ基準適合レベル	ZEHレベル
300,000円/戸 交付対象費用の4割を限度	700,000円/戸 交付対象費用の8割を限度

- * 以下のいずれかに該当するものは、引き続き補助率方式も適用可能
- ・ 令和4年度に全体設計承認を受けたもの(補助金)
- ・ 令和5年度までに補助事業を創設する地方公共団体(社会資本総合整備計画に定める事業期間の間に限る。)(交付金)

廃止*

補助率方式

省エネ設計等

民間実施：国と地方で2/3
(直接補助の場合は国1/3)
公共実施：国1/2

省エネ改修(建替えを含む)

■ 対象となる工事

開口部、躯体等の断熱化工事、設備の効率化に係る工事

※対象となる省エネ改修(建替えを含む)の要件については、定額方式の対象となる工事と同様。

■ 交付率、補助率

民間実施：国と地方で、マンション 1/3、その他 23%
(直接補助の場合は、国がマンション1/6、その他11.5%)
公共実施：国 11.5%

■ 補助限度額

(国と地方が交付率23%で補助する場合)

建物の種類	省エネ基準適合レベル	ZEHレベル
戸建住宅	766,600円/戸	1,025,400円/戸 (※の場合360,000円/戸を加算)
共同住宅	3,800円/㎡	5,000円/㎡ (※の場合3,000円/㎡を加算)

※ZEH化に対応するための構造補強を省エネ改修と併せて行う場合

建築物(交付金)

省エネ診断

民間実施：国と地方で2/3
公共実施：国1/3

省エネ設計等

民間実施：国と地方で2/3
公共実施：国1/3

省エネ改修(建替えを含む)

■ 対象となる工事

開口部、躯体等の断熱化工事、設備の効率化に係る工事

- ※設備の効率化に係る工事については、開口部・躯体等の工事と併せて実施するものに限る。
- ※改修後に耐震性が確保されることが必要(計画的な耐震化を行うものを含む)
- ※省エネ基準適合義務の施行後に新築された建築物又はその部分は、ZEHレベルへの改修のみ対象。

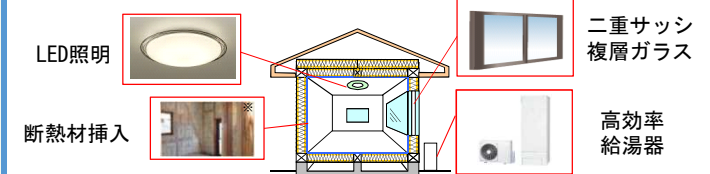
■ 交付率

民間実施：国と地方の合計で23%
公共実施：国11.5%

■ 補助限度額 (国と地方が交付率23%で補助する場合)

省エネ基準適合レベル	ZEHレベル
5,600円/㎡	9,600円/㎡

【既存住宅の省エネ改修のイメージ】



公営住宅等の既存ストックについて、カーボンニュートラルの実現や孤独・孤立対策に資する環境整備を推進するとともに、防災・減災対策やストックの長寿命化を図る。

基本的要件	
改善工事の内容	施行要件
○ 個別改善事業	
(原則)	建設後20年を経過したもの
・バリアフリー化 ・エレベーター設置	平成14年度以前に整備されたもの
・長寿命化改善 ・障害者向け改善 ・認知症対応型グループホーム改善 ・住宅用防災機器の設置 ・地デジ対応設備の設置 ・既存エレベーター改修 ・省エネルギー対策又は再生可能エネルギー対策に係る改善 ・宅配ボックスの設置 ・防災・減災対策に係る改善 ・交流スペースの設置	年度要件なし
○ 全面的改善(トータルリモデル)	建設後30年を経過したもの

- ### 対象工事
- 個別改善事業（規模増改築、住戸改善、共用部分改善、屋外・外構改善）
 - 全面的改善【公営住宅のみ】

- ### 個別改善事業の分類
- 次のいずれかの分類に該当すること。
- ① 居住性向上型
 - ② 福祉対応型
 - ③ 安全性確保型
 - ④ 長寿命化型
 - ⑤ 脱炭素社会対応型

- ### 支援内容
- (1) 整備費に対する助成
 - 整備費を交付金算定対象事業費とし、その原則50%を国が社会資本整備総合交付金等により助成。
 - (2) 家賃の低廉化に要する費用に対する助成
 - 全面的改善、耐震改修、エレベーター設置に係る改修を実施する場合は、改善後の家賃が上昇する。
 - 従って、改善後の近傍同種家賃と入居者負担基準額との差額を交付金算定対象事業費とし、その原則50%を国が社会資本整備総合交付金等により助成。

カーボンニュートラルの実現に向けて、公的主体の率先した取組を推進するため、公的賃貸住宅の既存ストックについて、先導的な省エネ改修や再エネ設備導入を行う取組に対して支援を行う。

■ 対象事業

- 公的賃貸住宅(公営住宅、改良住宅等、UR賃貸住宅又は公社住宅)の既存ストックにおいて、ストック改善事業の実施と併せて、省エネ改修や再エネ設備導入を行う先導的な取組に対して支援を行う。
- 案件の採択にあたっては、学識経験者等からなる審査委員会により、有効性や新規性・汎用性の観点から評価を行うものとする。

■ 事業主体

- 地方公共団体(公営住宅・改良住宅)
- 都市再生機構(UR賃貸住宅)
- 地方住宅供給公社(公社住宅)

■ 補助対象

省エネ改修・再生可能エネルギー設備工事費(調査設計費を含む。)、省エネ等効果検証費

■ 補助率

- 公営住宅、改良住宅等 : 国2/3、地方1/3
- UR賃貸住宅 : 国2/3、UR1/3
- 公社住宅 : 国1/3、地方1/3、公社1/3

■ 限度額

併せて実施するストック改善事業の事業費を超えない額とする。

■ その他

工事実施後、概ね20年以上管理する予定であること。

■ 事業期間 令和4年度～令和8年度(5年間)

ストック改善事業

(公営住宅等ストック総合改善事業等)

補助率: 国1/2(地方1/2)



地域の創意工夫を活かした 省エネ再エネ改修の取り組み

(脱炭素社会型公的賃貸住宅改修モデル事業)

補助率: 国2/3(地方1/3)等

地域型住宅グリーン化事業 拡充・見直し

令和5年度住宅局関係予算概要
(令和5年1月)より抜粋

国からの委託を受けた民間事務局による、民間への直接補助

地域における木造住宅の生産体制を強化し、環境負荷の低減を図るため、資材供給、設計、施工などの連携体制により、地域材を用いた省エネ性能等に優れた木造住宅(ZEH等)の整備等に対して支援を行うとともに、地域材の活用促進の支援を強化する。

下線部は令和5年度予算における拡充・見直し事項

グループの構築

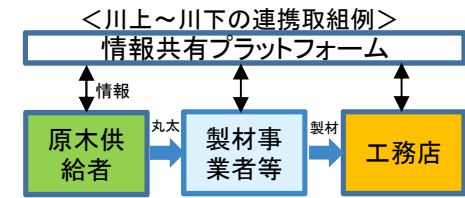


共通ルールの設定

- 地域型住宅の規格・仕様
- 資材の供給・加工・利用
- 積算、施工方法
- 維持管理方法
- その他、グループの取組

安定的な木材確保に向けた取組

- 【補助対象、補助率、補助限度額】
 ・体制整備等に係る費用 定額等※ **1,000万円**
 ※既存システム等の導入は補助率1/2

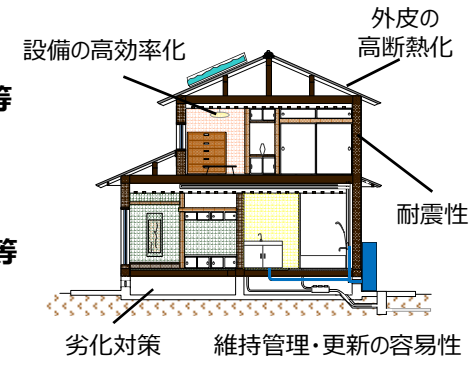


地域型住宅の整備

【補助対象、補助限度額】

- | | | |
|----------------|---|-----------|
| 認定長期優良住宅 | } | 140万円/戸 等 |
| ZEH・Nearly ZEH | | |
| 認定低炭素住宅 | } | 125万円/戸 等 |
| ZEH Oriented | | |

補助対象となる住宅のイメージ



【加算措置 (戸あたり)】

- | | |
|--|--|
| ①地域材加算：30万円
・柱・梁・桁・土台の 全て に地域材を使用
※過半に地域材を使用する場合は20万円 | ③三世帯同居/若者・子育て世帯加算：30万円
・玄関・キッチン・浴室又はトイレのいずれかを複数箇所設置
・40歳未満の世帯又は18歳未満の子を有する世帯 |
| ②地域住文化加算：20万円
・地域の伝統的な建築技術を活用 | ④バリアフリー加算：30万円
・バリアフリー対策を実施 |

2. 住まい・くらしの安全確保、 良好な市街地環境の整備

住宅・建築物ストックの最低限の安全性確保を総合的かつ効率的に促進するため、住宅・建築物の耐震性等の向上に資する取組みに対して支援を行う。

※本事業は民間事業者への直接補助ではなく、地方公共団体を通じた間接補助（地方公共団体による補助制度の整備が必要）

住宅		建築物									
耐震診断	民間実施：国と地方で2/3	耐震診断	民間実施：国と地方で2/3								
個別支援		補強設計等	民間実施：国と地方で2/3								
補強設計等	民間実施：国と地方で2/3	耐震改修等、建替え又は除却									
耐震改修等、建替え又は除却		対象となる建築物	<ul style="list-style-type: none"> ○多数の者が利用する建築物 <ul style="list-style-type: none"> ・商業施設、ホテル・旅館、事務所、飲食店、幼稚園、保育所(公立を除く)、工場等 ・1,000㎡(幼稚園、保育所又は地方公共団体等と災害時の活用等に関する協定等を締結されている建築物にあつては500㎡)以上等 ○避難所等 								
対象となる住宅	マンションを含む全ての住宅を対象	交付率	<table border="1"> <thead> <tr> <th>建物の種類</th> <th>交付率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>マンション</td> <td>国と地方で2/3</td> </tr> <tr> <td>避難所等</td> <td>国と地方で2/3 ※耐震改修と併せて行う省エネ改修の場合、国と地方で23%</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>国と地方で23%</td> </tr> </tbody> </table>	建物の種類	交付率	マンション	国と地方で2/3	避難所等	国と地方で2/3 ※耐震改修と併せて行う省エネ改修の場合、国と地方で23%	その他	国と地方で23%
建物の種類	交付率										
マンション	国と地方で2/3										
避難所等	国と地方で2/3 ※耐震改修と併せて行う省エネ改修の場合、国と地方で23%										
その他	国と地方で23%										
交付率	<table border="1"> <thead> <tr> <th>建物の種類</th> <th>交付率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>マンション</td> <td>国と地方で1/3</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>国と地方で23%</td> </tr> </tbody> </table>	建物の種類	交付率	マンション	国と地方で1/3	その他	国と地方で23%	パッケージ支援(総合支援メニュー)			
建物の種類	交付率										
マンション	国と地方で1/3										
その他	国と地方で23%										
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・耐震改修の補助限度額(国+地方): <ul style="list-style-type: none"> ✓ 戸建住宅:83.8万円/戸 (多雪区域の場合:100.4万円/戸) ✓ マンション:補助対象単価(50,200円/㎡※) ×床面積×交付率 ※倒壊の危険性が高いマンション:55,200円/㎡ ・建替え、除却は改修工事費用相当額に対して助成 	対象となる住宅	マンションを除く住宅								
耐震改修と併せて行う省エネ改修(上記に加算)		交付対象	補強設計等費及び耐震改修工事費(密集市街地等で防火改修も行う場合は防火改修工事費を含む)を合算した額(建替えは改修工事費用相当額に対して助成)								
交付対象	省エネ設計等費及び省エネ改修工事費を合算した額 ※設計費と改修費のそれぞれに補助率を乗じるこれまでの方式は、令和5年度までに補助事業を創設する地方公共団体(社会資本総合整備計画に定める事業期間の間に限る。)(交付金)については、引き続き適用可能	交付額(ただし、補助対象工事費の8割を限度)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>耐震改修の種別</th> <th>交付額 (国と地方で定額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>密集市街地等(防火改修含む)</td> <td>150万円</td> </tr> <tr> <td>多雪区域</td> <td>120万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>100万円</td> </tr> </tbody> </table>	耐震改修の種別	交付額 (国と地方で定額)	密集市街地等(防火改修含む)	150万円	多雪区域	120万円	その他	100万円
耐震改修の種別	交付額 (国と地方で定額)										
密集市街地等(防火改修含む)	150万円										
多雪区域	120万円										
その他	100万円										
交付率	<table border="1"> <thead> <tr> <th>省エネ改修のレベル</th> <th>交付率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省エネ基準適合レベル</td> <td>30万円/戸(交付対象費用の4割を限度)</td> </tr> <tr> <td>ZEHレベル</td> <td>70万円/戸(交付対象費用の8割を限度)</td> </tr> </tbody> </table>	省エネ改修のレベル	交付率	省エネ基準適合レベル	30万円/戸(交付対象費用の4割を限度)	ZEHレベル	70万円/戸(交付対象費用の8割を限度)	対象となる市区町村	以下の取組を行うとともに、毎年度、取組状況について検証・見直しを行う地方公共団体。 <ol style="list-style-type: none"> ① 戸別訪問等の方法による住宅所有者に対する直接的な耐震化促進取組 ② 耐震診断支援した住宅に対して耐震改修を促す取組 ③ 改修事業者等の技術力向上を図る取組及び住宅所有者から事業者等への接触が容易となる取組 ④ 耐震化の必要性に係る普及・啓発 		
省エネ改修のレベル	交付率										
省エネ基準適合レベル	30万円/戸(交付対象費用の4割を限度)										
ZEHレベル	70万円/戸(交付対象費用の8割を限度)										
補助限度額(国と地方が交付率23%で補助する場合)		交付額(国と地方が補助する場合)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>省エネ改修のレベル</th> <th>補助限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省エネ基準適合レベル</td> <td>5,600円/㎡</td> </tr> <tr> <td>ZEBレベル</td> <td>9,600円/㎡</td> </tr> </tbody> </table>	省エネ改修のレベル	補助限度額	省エネ基準適合レベル	5,600円/㎡	ZEBレベル	9,600円/㎡		
省エネ改修のレベル	補助限度額										
省エネ基準適合レベル	5,600円/㎡										
ZEBレベル	9,600円/㎡										

令和5年度 住宅局関係予算概要

令和5年1月
国土交通省住宅局

目 次

I. 令和5年度住宅局関係予算の基本方針	1
II. 令和5年度予算の主要事項		
1. 住宅・建築物におけるカーボンニュートラルの実現	2
2. 住まい・くらしの安全確保、良好な市街地環境の整備	3
3. 誰もが安心して暮らせる多様な住まいの確保	4
4. 既存ストックの有効活用と流通市場の形成	5
5. 住宅・建築分野のDX・生産性向上の推進	6
III. 令和5年度予算の各施策概要	7
IV. 参考資料	47

I. 令和5年度住宅局関係予算の基本方針

重点施策のポイント

令和5年度住宅局関係予算については、以下の分野における施策を中心に重点的に取り組むこととする。

1. 住宅・建築物におけるカーボンニュートラルの実現
2. 住まい・くらしの安全確保、良好な市街地環境の整備
3. 誰もが安心して暮らせる多様な住まいの確保
4. 既存ストックの有効活用と流通市場の形成
5. 住宅・建築分野のDX・生産性向上の推進

その際、新たな投資を促す誘発効果の高いもの、緊急性の高いもの、民間のノウハウを活かした既存ストックを有効活用するものについて重点的に支援し、限られた予算の中で最大限の効果の発現を図る。

予算総括表

(単位:百万円)

事 項	事 業 費			国 費		
	令和5年度 (A)	前 年 度 (B)	対前年度 倍率 (A/B)	令和5年度 (C)	前 年 度 (E)	対前年度 倍率 (C/E)
住 宅 対 策	2,843,263	2,893,940	0.98	155,754	157,254	0.99
都 市 環 境 整 備	169,529	149,794	1.13	8,409	8,409	1.00
災 害 復 旧 等	202	202	1.00	101	101	1.00
公 共 事 業 関 係 計	3,012,994	3,043,936	0.99	164,264	165,764	0.99
行 政 経 費	—	—	—	12,340	13,374	0.92
合 計	3,012,994	3,043,936	0.99	176,604	179,138	0.99

注1. 本表のほか、令和4年度第2次補正予算として、208,395百万円があり、令和5年度当初予算と合計した対前年度倍率は、2.15倍となる。

注2. 計数はそれぞれ四捨五入しているため、端数において合計とは一致しない場合がある。

Ⅲ. 令和5年度予算の各施策概要

目 次

1. 住宅・建築物におけるカーボンニュートラルの実現

LCCM住宅の整備の推進について	9
省エネ基準適合の融資要件化〔住宅金融支援機構〕	10
住宅局所管補助事業における省エネ基準適合	11
住宅エコリフォーム推進事業、 住宅・建築物省エネ改修推進事業	12
公営住宅等ストック総合改善事業、 改良住宅ストック総合改善事業	13
特定施策賃貸住宅ストック総合改善等事業	14
脱炭素社会型公的賃貸住宅改修モデル事業	15
地域型住宅グリーン化事業	16
優良木造建築物等整備推進事業	17

2. 住まい・くらしの安全確保、良好な市街地環境の整備

建築物火災安全改修事業 (住宅・建築物安全ストック形成事業)	19
がけ地近接等危険住宅移転事業 (住宅・建築物安全ストック形成事業)	20
災害復興住宅融資・災害予防系融資〔住宅金融支援機構〕	21
一時避難場所整備緊急促進事業	22
住宅・建築物耐震改修事業 (住宅・建築物安全ストック形成事業)	23
住宅市街地総合整備事業(密集住宅市街地整備型) ・密集市街地総合防災事業	24
市街地再開発事業等	25

3. 誰もが安心して暮らせる多様な住まいの確保

セーフティネット登録住宅への支援の強化	27
居住支援協議会等活動支援事業	28
公営住宅の建替え等の促進に向けた 地方公共団体への支援の強化	29
子育て支援型共同住宅推進事業	30
フラット35地域連携型 (子育て支援)〔住宅金融支援機構〕	31
バリアフリー環境整備促進事業	32
サービス付き高齢者向け住宅整備事業	33

4. 既存ストックの有効活用と流通市場の形成

空き家対策総合支援事業	35
空き家再生等推進事業	36
フラット35地域連携型 (空き家対策)〔住宅金融支援機構〕	37
マンションストック長寿命化等モデル事業	38
地域特性を踏まえた住まいづくりのための 住宅金融モデル事業	39
長期優良住宅化リフォーム推進事業	40

5. 住宅・建築分野のDX・生産性向上の推進

建築BIMの社会実装の加速化	42
木造住宅・都市木造建築物における生産体制整備の推進	43
住宅におけるIoT技術活用の推進	44
住宅・建築分野のDXの一体的な推進	45
住宅建築技術国際展開支援事業	46

1. 住宅・建築物における カーボンニュートラルの実現

2050年カーボンニュートラルの実現に向け、住宅の脱炭素化を推進するため、先導的な脱炭素化住宅であるLCCM住宅の整備に対して支援を行う。

LCCM住宅 : 使用段階のみならず資材製造や建設段階等におけるCO2排出量の削減、長寿命化を図りつつ、創エネルギーにより、ライフサイクル全体(建設、居住、修繕・更新・解体の各段階)を通じたCO2排出量をマイナスとする住宅。

○ LCCM住宅の新築について支援。

【補助対象費用・補助率】

- 以下の費用の合計額の1/2
 - 設計費
 - 建設工事等における補助対象工事の掛かり増し費用

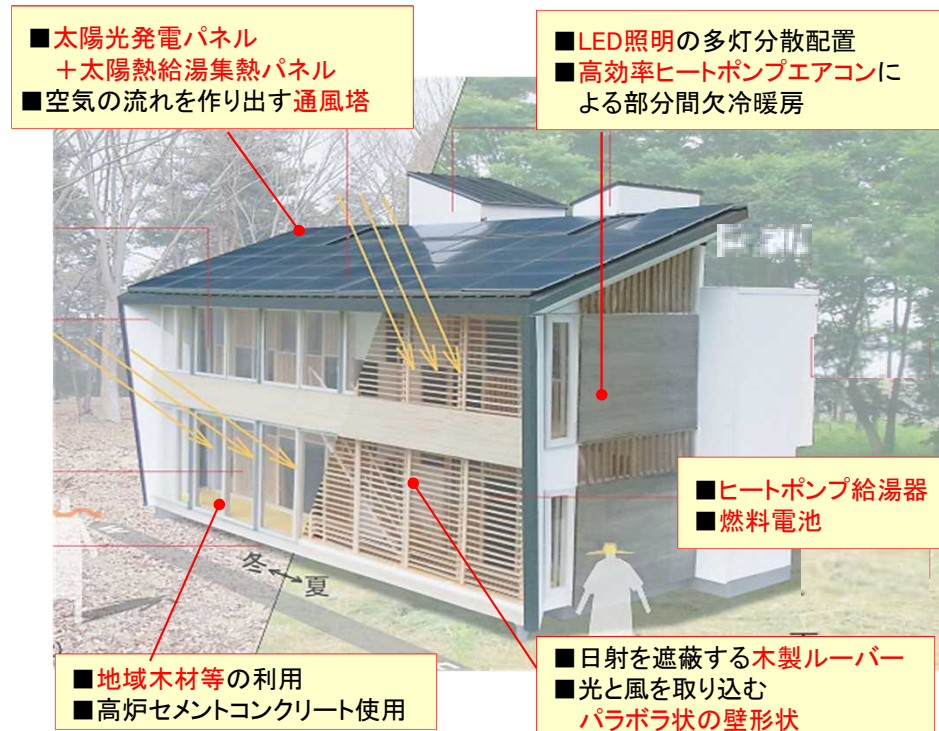
【補助要件】

- 強化外皮基準(ZEH水準の断熱性能)を満たすもの
- 再生可能エネルギーを除き、一次エネルギー消費量が現行の省エネ基準値から25%削減されているもの
- ライフサイクル全体のCO2排出量を算定※し、その結果が0以下となること 等

※建設、居住、修繕・更新・解体の各段階を通じたCO2排出量が、太陽光発電によるCO2削減量を下回ることを、指定のツールを用いて評価

【補助限度額】 戸建住宅 140万円/戸
共同住宅 75万円/戸

LCCM住宅の例



引用元: LCCM 住宅研究・開発委員会

住宅局所管の補助事業により支援を行う新築の住宅・建築物について、令和4年度から民間事業者等が行うものは省エネ基準適合を、公的主体が行うものはZEH・ZEBレベルの省エネ水準適合等を原則求めている。

背景・課題

2050年カーボンニュートラル、2030年における温室効果ガス46%削減(2013年度比)など、脱炭素社会に向けた政府目標が示される中、CO2排出量全体の約3分の1を占める住宅・建築物分野においても、さらなる省エネ化の推進が求められている。

基本的な考え方

脱炭素社会に向けた、率先した省エネ、再エネ対応を図るため、住宅・建築物の新築を支援する補助事業について、以下の要件への適合を求める^{※1}。

- 1.民間事業者等^{※2}が行う住宅・建築物の新築については、省エネ基準に適合すること。
- 2.公的主体^{※3}が行う住宅・建築物の新築については、ZEH・ZEBレベル^{※4}の省エネ水準に適合するとともに、公的賃貸住宅については太陽光発電設備を原則設置すること^{※5}。

※1 ・小規模(300㎡未満)で使用頻度が低いなど、ZEH・ZEBレベルの省エネ水準適合を補助要件とすることが合理的でない場合は、省エネ基準適合を補助要件とする。

・居室を有しないもの、開放性が高いもの、伝統的構法のもの、気候風土適応型のもの及び改修を支援する補助については、要件化の適用除外とする。

・令和3年度までに事業採択または事業着手分は適用除外とする。

※2 公的主体以外

※3 地方公共団体、都市再生機構

※4 ZEH Oriented、ZEH-M Oriented、ZEB Oriented

※5 気候風土や高層等によりやむを得ない場合は除く。

地方公共団体を通じた間接補助(交付金)及び、国からの委託を受けた民間事務局による、民間への直接補助(補助金)

住宅・建築物のカーボンニュートラルの実現に向け、既存住宅の省エネ改修を加速するため、住宅の省エネ改修等に係る支援メニューを見直し、設計・改修パッケージ補助を創設する。

住宅(交付金及び補助金(直接補助))

省エネ診断

民間実施：国と地方で2/3 (直接補助の場合は国1/3)
公共実施：国1/2

創設

定額方式

■ 交付対象

省エネ設計等費及び省エネ改修工事費を合算した額

- ※設備の効率化に係る工事については、開口部・躯体等の断熱化工事と同額以下。
- ※ZEHレベルの省エネ改修と併せて実施する構造補強工事を含む。
- ※改修後に耐震性が確保されることが必要(計画的な耐震化を行うものを含む)。
- ※国による直接補助は、令和6年度末までに着手したものであって、改修による省エネ性能がZEHレベルとなるものに限定する。

■ 交付額 (国と地方が補助する場合)

※省エネ改修の地域への普及促進に係る取組を行う場合に重点的に支援

省エネ基準適合レベル	ZEHレベル
300,000円/戸 交付対象費用の4割を限度	700,000円/戸 交付対象費用の8割を限度

- * 以下のいずれかに該当するものは、引き続き補助率方式も適用可能
- ・ 令和4年度に全体設計承認を受けたもの(補助金)
- ・ 令和5年度までに補助事業を創設する地方公共団体(社会資本総合整備計画に定める事業期間の間に限る。)(交付金)

廃止*

補助率方式

省エネ設計等

民間実施：国と地方で2/3
(直接補助の場合は国1/3)
公共実施：国1/2

省エネ改修(建替えを含む)

■ 対象となる工事

開口部、躯体等の断熱化工事、設備の効率化に係る工事

※対象となる省エネ改修(建替えを含む)の要件については、定額方式の対象となる工事と同様。

■ 交付率、補助率

民間実施：国と地方で、マンション 1/3、その他 23%
(直接補助の場合は、国がマンション1/6、その他11.5%)
公共実施：国 11.5%

■ 補助限度額

(国と地方が交付率23%で補助する場合)

建物の種類	省エネ基準適合レベル	ZEHレベル
戸建住宅	766,600円/戸	1,025,400円/戸 (※の場合360,000円/戸を加算)
共同住宅	3,800円/㎡	5,000円/㎡ (※の場合3,000円/㎡を加算)

※ZEH化に対応するための構造補強を省エネ改修と併せて行う場合

建築物(交付金)

省エネ診断

民間実施：国と地方で2/3
公共実施：国1/3

省エネ設計等

民間実施：国と地方で2/3
公共実施：国1/3

省エネ改修(建替えを含む)

■ 対象となる工事

開口部、躯体等の断熱化工事、設備の効率化に係る工事

- ※設備の効率化に係る工事については、開口部・躯体等の工事と併せて実施するものに限る。
- ※改修後に耐震性が確保されることが必要(計画的な耐震化を行うものを含む)
- ※省エネ基準適合義務の施行後に新築された建築物又はその部分は、ZEHレベルへの改修のみ対象。

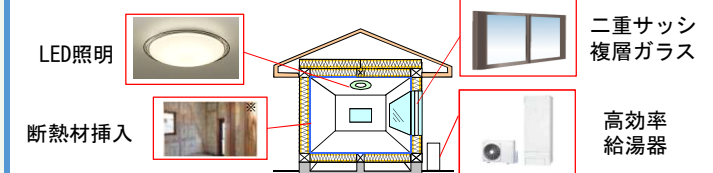
■ 交付率

民間実施：国と地方の合計で23%
公共実施：国11.5%

■ 補助限度額 (国と地方が交付率23%で補助する場合)

省エネ基準適合レベル	ZEHレベル
5,600円/㎡	9,600円/㎡

【既存住宅の省エネ改修のイメージ】



公営住宅等の既存ストックについて、カーボンニュートラルの実現や孤独・孤立対策に資する環境整備を推進するとともに、防災・減災対策やストックの長寿命化を図る。

基本的要件	
改善工事の内容	施行要件
○ 個別改善事業	
(原則)	建設後20年を経過したもの
・バリアフリー化 ・エレベーター設置	平成14年度以前に整備されたもの
・長寿命化改善 ・障害者向け改善 ・認知症対応型グループホーム改善 ・住宅用防災機器の設置 ・地デジ対応設備の設置 ・既存エレベーター改修 ・省エネルギー対策又は再生可能エネルギー対策に係る改善 ・宅配ボックスの設置 ・防災・減災対策に係る改善 ・交流スペースの設置	年度要件なし
○ 全面的改善(トータルリモデル)	建設後30年を経過したもの

- ### 対象工事
- 個別改善事業（規模増改築、住戸改善、共用部分改善、屋外・外構改善）
 - 全面的改善【公営住宅のみ】

- ### 個別改善事業の分類
- 次のいずれかの分類に該当すること。
- ① 居住性向上型
 - ② 福祉対応型
 - ③ 安全性確保型
 - ④ 長寿命化型
 - ⑤ 脱炭素社会対応型

- ### 支援内容
- (1) 整備費に対する助成
 - 整備費を交付金算定対象事業費とし、その原則50%を国が社会資本整備総合交付金等により助成。
 - (2) 家賃の低廉化に要する費用に対する助成
 - 全面的改善、耐震改修、エレベーター設置に係る改修を実施する場合は、改善後の家賃が上昇する。
 - 従って、改善後の近傍同種家賃と入居者負担基準額との差額を交付金算定対象事業費とし、その原則50%を国が社会資本整備総合交付金等により助成。

カーボンニュートラルの実現に向けて、公的主体の率先した取組を推進するため、公的賃貸住宅の既存ストックについて、先導的な省エネ改修や再エネ設備導入を行う取組に対して支援を行う。

■ 対象事業

- 公的賃貸住宅(公営住宅、改良住宅等、UR賃貸住宅又は公社住宅)の既存ストックにおいて、ストック改善事業の実施と併せて、省エネ改修や再エネ設備導入を行う先導的な取組に対して支援を行う。
- 案件の採択にあたっては、学識経験者等からなる審査委員会により、有効性や新規性・汎用性の観点から評価を行うものとする。

■ 事業主体

- 地方公共団体(公営住宅・改良住宅)
- 都市再生機構(UR賃貸住宅)
- 地方住宅供給公社(公社住宅)

■ 補助対象

省エネ改修・再生可能エネルギー設備工事費(調査設計費を含む。)、省エネ等効果検証費

■ 補助率

- 公営住宅、改良住宅等 : 国2/3、地方1/3
- UR賃貸住宅 : 国2/3、UR1/3
- 公社住宅 : 国1/3、地方1/3、公社1/3

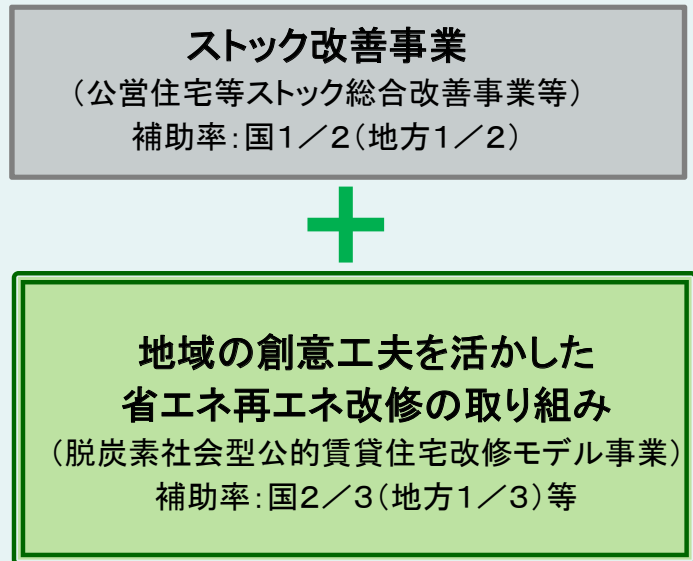
■ 限度額

併せて実施するストック改善事業の事業費を超えない額とする。

■ その他

工事実施後、概ね20年以上管理する予定であること。

■ 事業期間 令和4年度～令和8年度(5年間)



地域型住宅グリーン化事業 拡充・見直し

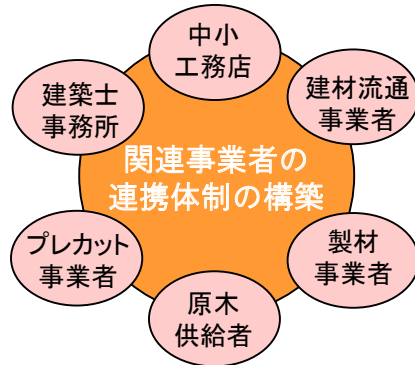
令和5年度住宅局関係予算概要
(令和5年1月)より抜粋

国からの委託を受けた民間事務局による、民間への直接補助

地域における木造住宅の生産体制を強化し、環境負荷の低減を図るため、資材供給、設計、施工などの連携体制により、地域材を用いた省エネ性能等に優れた木造住宅(ZEH等)の整備等に対して支援を行うとともに、地域材の活用促進の支援を強化する。

下線部は令和5年度予算における拡充・見直し事項

グループの構築

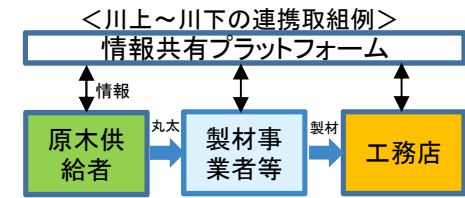


共通ルールの設定

- 地域型住宅の規格・仕様
- 資材の供給・加工・利用
- 積算、施工方法
- 維持管理方法
- その他、グループの取組

安定的な木材確保に向けた取組

- 【補助対象、補助率、補助限度額】
 ・体制整備等に係る費用 定額等※ **1,000万円**
 ※既存システム等の導入は補助率1/2

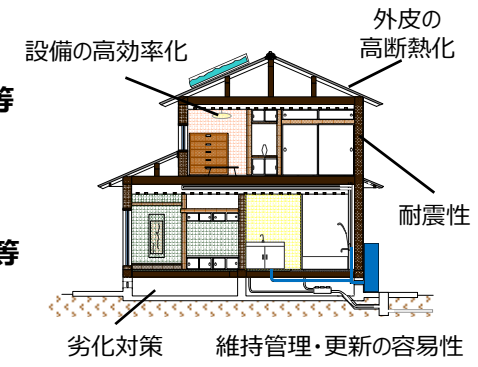


地域型住宅の整備

【補助対象、補助限度額】

- | | | |
|----------------|---|-----------|
| 認定長期優良住宅 | } | 140万円/戸 等 |
| ZEH・Nearly ZEH | | |
| 認定低炭素住宅 | } | 125万円/戸 等 |
| ZEH Oriented | | |

補助対象となる住宅のイメージ



【加算措置（戸あたり）】

- | | |
|--|--|
| ①地域材加算：30万円
・柱・梁・桁・土台の 全て に地域材を使用
※過半に地域材を使用する場合は20万円 | ③三世帯同居/若者・子育て世帯加算：30万円
・玄関・キッチン・浴室又はトイレのいずれかを複数箇所設置
・40歳未満の世帯又は18歳未満の子を有する世帯 |
| ②地域住文化加算：20万円
・地域の伝統的な建築技術を活用 | ④バリアフリー加算：30万円
・バリアフリー対策を実施 |

2. 住まい・くらしの安全確保、 良好な市街地環境の整備

住宅・建築物ストックの最低限の安全性確保を総合的かつ効率的に促進するため、住宅・建築物の耐震性等の向上に資する取組みに対して支援を行う。

※本事業は民間事業者への直接補助ではなく、地方公共団体を通じた間接補助（地方公共団体による補助制度の整備が必要）

住宅		建築物															
耐震診断	民間実施：国と地方で2/3	耐震診断	民間実施：国と地方で2/3														
個別支援		パッケージ支援（総合支援メニュー）															
補強設計等	民間実施：国と地方で2/3	対象となる住宅															
耐震改修等、建替え又は除却		マンションを除く住宅															
対象となる住宅		交付対象															
マンションを含む全ての住宅を対象		補強設計等費及び耐震改修工事費（密集市街地等で防火改修も行う場合は防火改修工事費を含む）を合算した額（建替えは改修工事費用相当額に対して助成）															
交付率		交付額 （ただし、補助対象工事費の8割を限度）															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>建物の種類</th> <th>交付率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>マンション</td> <td>国と地方で1/3</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>国と地方で23%</td> </tr> </tbody> </table>	建物の種類	交付率	マンション	国と地方で1/3	その他	国と地方で23%		<table border="1"> <thead> <tr> <th>耐震改修の種類</th> <th>交付額 (国と地方で定額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>密集市街地等(防火改修含む)</td> <td>150万円</td> </tr> <tr> <td>多雪区域</td> <td>120万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>100万円</td> </tr> </tbody> </table>	耐震改修の種類	交付額 (国と地方で定額)	密集市街地等(防火改修含む)	150万円	多雪区域	120万円	その他	100万円	
建物の種類	交付率																
マンション	国と地方で1/3																
その他	国と地方で23%																
耐震改修の種類	交付額 (国と地方で定額)																
密集市街地等(防火改修含む)	150万円																
多雪区域	120万円																
その他	100万円																
その他		対象となる市区町村															
<ul style="list-style-type: none"> 耐震改修の補助限度額(国+地方): <ul style="list-style-type: none"> 戸建住宅:83.8万円/戸 (多雪区域の場合:100.4万円/戸) マンション:補助対象単価(50,200円/㎡※) × 床面積 × 交付率 ※倒壊の危険性が高いマンション:55,200円/㎡ 建替え、除却は改修工事費用相当額に対して助成 		以下の取組を行うとともに、毎年度、取組状況について検証・見直しを行う地方公共団体。 <ol style="list-style-type: none"> 戸別訪問等の方法による住宅所有者に対する直接的な耐震化促進取組 耐震診断支援した住宅に対して耐震改修を促す取組 改修事業者等の技術力向上を図る取組及び住宅所有者から事業者等への接触が容易となる取組 耐震化の必要性に係る普及・啓発 															
耐震改修と併せて行う省エネ改修（上記に加算）		交付額 （国と地方が補助する場合）															
交付対象		省エネ改修のレベル	交付額														
省エネ設計等費及び省エネ改修工事費を合算した額		省エネ基準適合レベル	30万円/戸(交付対象費用の4割を限度)														
※設計費と改修費のそれぞれに補助率を乗じるこれまでの方式は、令和5年度までに補助事業を創設する地方公共団体（社会資本総合整備計画に定める事業期間の間に限る。）（交付金）については、引き続き適用可能		ZEHレベル	70万円/戸(交付対象費用の8割を限度)														
		補助限度額 （国と地方が交付率23%で補助する場合）															
		省エネ改修のレベル	補助限度額														
		省エネ基準適合レベル	5,600円/㎡														
		ZEBレベル	9,600円/㎡														
		耐震改修等、建替え又は除却															
		対象となる建築物															
		○多数の者が利用する建築物															
		・商業施設、ホテル・旅館、事務所、飲食店、幼稚園、保育所(公立を除く)、工場等															
		・1,000㎡(幼稚園、保育所又は地方公共団体等と災害時の活用等に関する協定等を締結されている建築物にあつては500㎡)以上等															
		○避難所等															
		交付率															
		建物の種類	交付率														
		避難所等	国と地方で2/3 ※耐震改修と併せて行う省エネ改修の場合、国と地方で23%														
		その他	国と地方で23%														
		その他															
		・耐震改修の補助限度額(国+地方): <ul style="list-style-type: none"> 建築物:補助対象単価(51,200円/㎡※) × 床面積 × 交付率 															
		※倒壊の危険性が高い建築物:56,300円/㎡															
		・建替え、除却は改修工事費用相当額に対して助成															